

福岡県公報

令和 7 年 10 月 17 日
第 638 号

目次

告 示（第600号－第602号）

○副知事の担当区分	（人 事 課）	1
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○道路の供用の開始	（道路維持課）	2
公 告		
○土地改良区の定款の変更の認可	（農村森林整備課）	2
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定	（防災企画課）	2
○建設業の営業の一部停止	（建築指導課）	2
○土地区画整理組合の設立の認可	（都市計画課）	3
○契約の相手方等の公示	（教育庁施設課）	3
○落札者等の公示	（教育庁施設課）	4
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	4
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	5

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の変更	（行財政支援課）	5
------------------------	----------	---

公安委員会

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活保安課）		5
-----------------------------------	--	---

告 示

福岡県告示第600号

副知事の担当区分を次のように定め、この告示の日から施行する。

副知事の担当区分（令和 3 年 4 月福岡県告示第472号の 2）は、廃止する。

令和 7 年 10 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 副知事江口勝の担当する事項

- （1）知事部局のうち、秘書室、総務部（人事課内部統制室及び防災危機管理局を除く。）、企画・地域振興部（国際局を除く。）、福祉労働部人権・同和対策局、商工部及び農林水産部に関する事項
- （2）選挙管理委員会に関する事項
- （3）海区漁業調整委員会に関する事項
- （4）内水面漁場管理委員会に関する事項
- （5）ワンヘルスの推進に関する事項

2 副知事生嶋亮介の担当する事項

- （1）知事部局のうち、総務部人事課内部統制室及び防災危機管理局、人づくり・県民生活部生活安全課、環境部、県土整備部、建築都市部並びに会計管理局に関する事項
- （2）企業局に関する事項
- （3）監査委員に関する事項
- （4）公安委員会に関する事項
- （5）収用委員会に関する事項
- （6）安全・安心な社会づくりに関する事項

3 副知事上田哲子の担当する事項

- （1）知事部局のうち、企画・地域振興部国際局、人づくり・県民生活部（生活安全課を除く。）、保健医療介護部及び福祉労働部（人権・同和対策局を除く。）に関する事項
- （2）教育委員会に関する事項
- （3）人事委員会に関する事項
- （4）労働委員会に関する事項
- （5）人財の育成に関する事項

4 知事が特に指定する事項については、前 3 号の定めにかかわらず、別に担当を定め

ることがあるものとする。

- 5 第 1 号から第 3 号までに定める事項以外の事項については、その都度知事が定める。

福岡県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築 県 道		新吉富 豊 前 線	前	豊前市大字六郎346番 6 先から 豊前市大字市丸11番 1 先まで	10.2 ～ 23.9	498.4
			後	豊前市大字六郎346番 6 先から 豊前市大字市丸11番 1 先まで	10.2 ～ 19.4	498.4

福岡県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年10月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	新吉富 豊 前 線	豊前市大字森久75番 1 先から 豊前市大字森久95番 1 先まで

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年10月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
北九州市小倉南区吉田土地改良区	令和 7 年10月 3 日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第 2 条の規定に基づき、次の災害を同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定したので、これを公示する。

令和 7 年10月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定した災害
令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第 1 条第 1 項第 1 号に該当する災害として災害救助法（昭和 22 年法律第118号）の適用を受けたもの。）
- 指定の有効期間
令和 7 年10月 1 日から令和 9 年 9 月30日までの間
- 指定した日
令和 7 年10月 1 日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和 7 年 10 月 6 日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
九宝工業株式会社	福岡市博多区下呉服町 9 番 26 号	春山 宜元	令和 3 年 1 月 26 日 福岡県知事許可（特－ 3 ・ 般－ 3 ） 第 80030 号

3 処分の内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事以外の工事をいう。

(2) 停止期間

令和 7 年 10 月 21 日から令和 7 年 10 月 23 日までの 3 日間

4 処分の原因となった事実

九宝工業株式会社は、福岡市内における民間発注の新築マンション建設現場の一次下請負業者として、掘削工事を施工する事業者、同社社員は、同工事における労働者を指揮、監督するなど、安全管理全般を統括する者であるが、令和 5 年 6 月 15 日、同社員は、同建設現場において作業員に作業を行わせるに当たり、掘削作業主任者として法令の定める資格を有する自身が選任され、法令の定める職務内容について認識があったのに、作業の方法を決定せず、かつ、作業を直接指揮しないなど、作業主任者として法令の定める事項を行わなかったことにより、作業員が死亡する事故が発生した。

これにより、令和 7 年 6 月 18 日、福岡簡易裁判所から、同社は労働安全衛生法違反

により罰金 20 万円、同社社員は同違反及び業務上過失致死の罪により罰金 50 万円の略式命令を受け、それぞれ刑が確定している。このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。

公告

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第 21 条第 3 項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 10 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

新宮町下府新開土地区画整理組合

2 事業施行期間

この公告の日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 施行地区

糟屋郡新宮町大字下府字新開及び下府四丁目の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡新宮町大字湊 182 番地

5 設立認可の年月日

令和 7 年 10 月 17 日

6 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

7 公告の方法

事務所及び新宮町役場の掲示場に掲示する。

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 10 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量

教職員用パソコン賃貸借 1 式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 福岡県教育庁教育総務部施設課 (2) 所在地 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 3 契約の相手方を決定した日 令和 7 年 9 月 17 日 4 契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏名 N T T ・ T C リース株式会社九州支店 (2) 住所 福岡市博多区博多駅前二丁目 2 番 1 号 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。） 196,611,690円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約を行った理由 政府調達に関する協定第13条 1 (a)に該当 公告 落札者等について、次のとおり公示します。 令和 7 年 10 月 17 日 福岡県知事 服部 誠太郎 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立中学校等学習者用コンピュータ賃貸借 1 式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 福岡県教育庁教育総務部施設課	(2) 所在地 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 3 落札者を決定した日 令和 7 年 8 月 22 日 4 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 N T T ・ T C リース株式会社九州支店 (2) 住所 福岡市博多区博多駅前二丁目 2 番 1 号 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。） 157,062,840円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 入札公告日 令和 7 年 7 月 11 日 公告 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。 令和 7 年 10 月 17 日 福岡県知事 服部 誠太郎 1 開発区域に含まれる地域の名称 京都郡菟田町大字与原文文久2040番、2143番37及び2143番105並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 京都郡菟田町新浜町 1 番地34 株式会社ヘッズ・ホールディングス 代表取締役 本田 巧
--	--

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年10月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字尾仲字奥小路1093番 1 から1093番 8 まで、1094番 1 から1094番 3 まで、1095番 1、1095番 2、1096番 1、1096番 3、1096番 4、1096番 6、1096番 8 及び1096番 9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡篠栗町大字尾仲585番地の 1

有限会社ウエル総合企画

代表取締役 井上 泰寿

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第95号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和 7 年10月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

施設名	変更内容	変更後	変更前
介護老人保健施設レイクヴィラたざり	施設の名称	介護老人保健施設レイクヴィラたざり	老人保健施設レイクヴィラたざり

公安委員会

福岡県公安委員会告示第306号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）（令和 7 年10月福岡県

公安委員会告示第285号）において、講習の日程に一部誤りがあったので次のとおり訂正する。

令和 7 年10月17日

福岡県公安委員会

講習会の日時、場所

【訂正前】

日 時	場 所	開催警察署
令和 7 年11月 3 日（月） 午後 9 時30分～午後 0 時30分	福岡市城南区七隈七丁目41番15号 城南警察署 会議室	城南警察署

【訂正後】

日 時	場 所	開催警察署
令和 7 年11月 3 日（月） 午前 9 時30分～午後 0 時30分	福岡市城南区七隈七丁目41番15号 城南警察署 会議室	城南警察署